

1-メチルナフタレンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
 についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 27 年 3 月 18 日～平成 27 年 4 月 16 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要*	食品安全委員会の回答
1	<p>1. 本資料に基づいた当該物質の低用量において安全であるという判断は正しいと思います。</p> <p>2. しかし、種々の食品類において当該物質の実質濃度がどのような濃度になっているのか。この濃度に基づいた議論を加えた最終結論をしてほしいと感じたしだいです。かかる結論の導きかたが正しいのではないのでしょうか。</p>	<p>1. について 御意見ありがとうございました。</p> <p>2. について 国際汎用香料である「1-メチルナフタレン」は「添加物に関する食品健康影響評価指針」（2010 年 5 月 食品安全委員会）（以下「評価指針」という。）において、摂取量の推定に関し、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）で従来から用いられている Per Capita intake Times Ten（PCTT）法（注 1）を用いることとされており、本品目を含めて、これまでの国際汎用香料については、PCTT 法により摂取量を推定しています。</p> <p>なお、現在、JECFA においては、食品分類ごとに使用対象食品と添加率を用いた摂取量を推定する Single Portion Exposure Technique（SPET）法が併用されており、我が国においても、この方法の導入について検討しているところです。</p> <p>（注 1）ある地域で 1 年間に使用された香料について、その地域の 10%の人口により均等に消費されたと仮定し、香料の年間生産量を人口の 10%及び補正係数で割る推計法。</p> <p>JECFA においては Maximized Survey-Derived Intake（MSDI）法と称する。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。